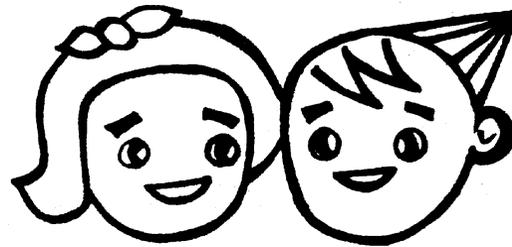


福山市子ども会育成協議会
事務担当者マニュアル



2026/3/16

※全子連=全国子ども会連合会/県子連=広島県子ども会連合会/市子連=福山市子ども会育成協議会の略

※クルクル便=各交流館と市子連事務局を往復する配達便

会費 600円/人

(内訳：全子連70円・県子連330円・市子連200円)

子ども会活動中に負ったケガや病気に対して死亡共済金、後遺障害共済金、医療共済金が支払われます。

※指定の集合場所又は解散場所と住居との往復中は含まれます。

また、会費には共済掛金の他に賠償責任保険料が含まれていますので、子ども会活動中に誤って第三者にケガを負わせてしまったり、物を壊したりしたときに保険金が支払われます。

※指定の集合場所又は解散場所と住居との往復中は含まれません。



補償の対象となる「子ども会活動」とは

1

子ども会活動に基づき、1名以上の指導者（18歳以上の者に限る）または育成会員の管理下にある活動

2

子ども会の活動計画を実施するために必要な調査および準備のための活動

3

子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会および会議に参加して行う活動

共済期間 4月1日0時より翌年3月31日24時までの1年間 ※期間の途中からの加入可。

注) 共済掛金等が入金済の場合、加入者が退会しても返金はありません。（共済約款第21条）

事前の計画に基づき実施しましょう！
活動の目的などをしっかり話し合しましょう！

01

集合時間
解散時間

02

集合場所
解散場所

03

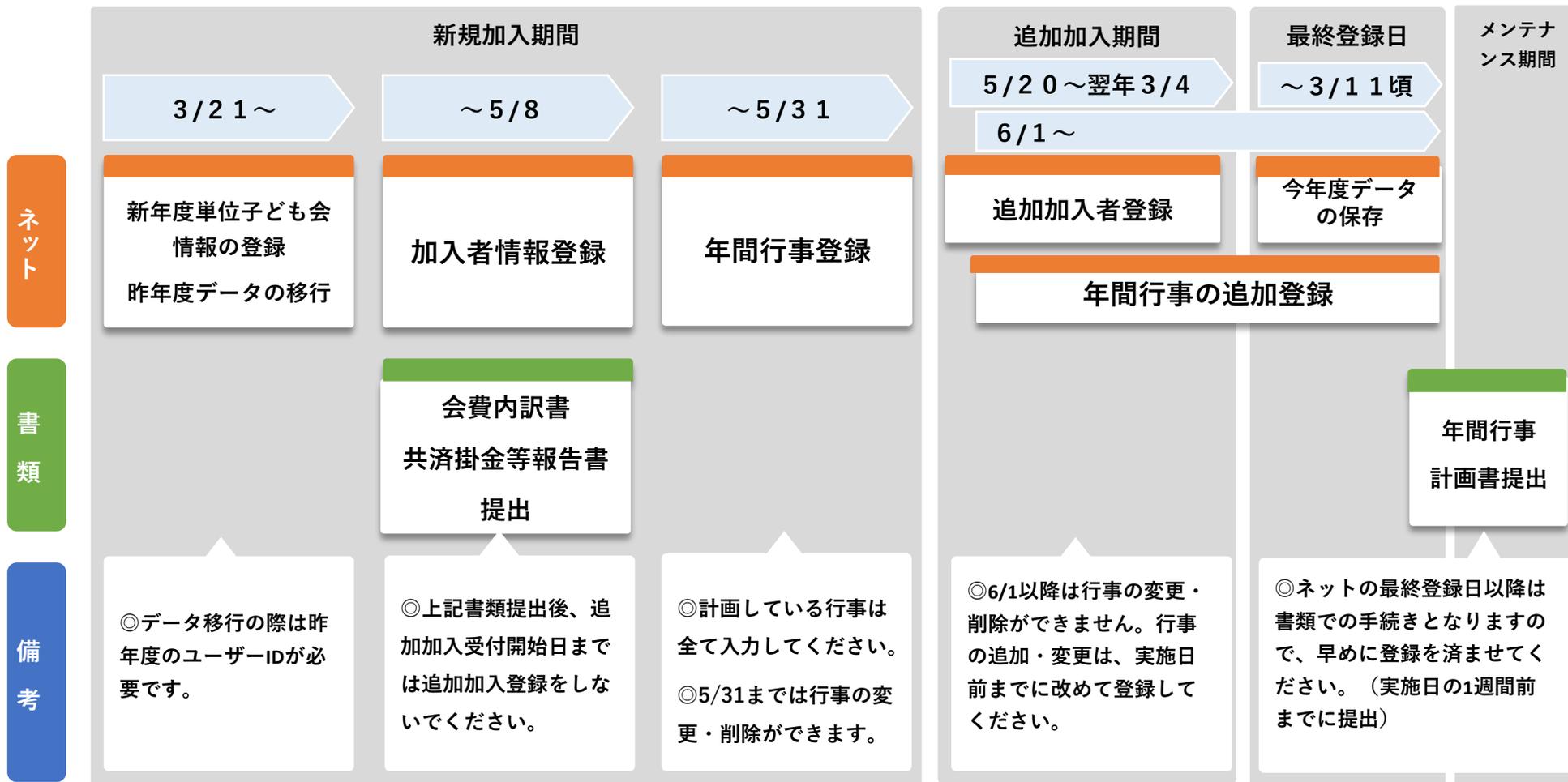
当日の
プログラム

04

参加者の
把握

～詳しくは<全子連HP-子ども会とは-子ども会用語集>をご覧ください～

年間スケジュール



登録されていない行事・活動でケガ等をした場合は、補償の対象外となります。

登録漏れがないようご注意ください！

新規加入手続き

01

単位子ども会

02

学区

03

市子連

ここまでの手続き完了で4/1まで
遡って保険が適用されます！

⚠ 注意事項

▶市子連より連絡があるまで、
振込を行わないでください。

▶書類提出後は追加加入受付
開始日まで、追加加入登録
はしないでください。

書類締切 5/8 (金) ※厳守

【提出方法】持参・クルクル便

振込締切 5/13 (水) ※厳守

加入者情報登録
年間行事登録

①「共済掛金等報告書」作成

②「会費内訳書」作成

①②を確認後、振込の連絡

会費

会費

振込

追加加入手続き

01

単位子ども会

02

学区

03

市子連

納入した日の翌日午前0時から
保険が適用されます！

⚠ 注意事項

- ▶追加加入登録後は、できるだけ速やかにお手続きをお願いします。
- ▶振込の場合の書類提出方法は、メール・FAX・クルクル便となります。振込前に金額に誤りがないか必ずご確認ください。

追加加入者登録

①「共済掛金等報告書」作成

②「会費内訳書」作成

①②および会費を持参
または
①②を提出後、振込

会費

会費

追加加入受付期間 5/20（水）～翌年3/4（木）まで

会費内訳書（市子連様式4）の合計金額を学区名義の銀行口座より振込み

振込先：ゆうちょ銀行

記 号：1 5 1 8 0

番 号：4 7 5 5 1 6 9 1

名 義：フクヤマシコドモカイイクセイキョウギカイ

※ゆうちょ銀行以外の他金融機関から振込の場合

店名：五一八 種目：普通 番号：47551691

- 振込手数料はご負担くださいますようお願いいたします。
- 振込証明には、ATM発行の「ご利用明細兼領収書」または通帳への記帳をご活用ください。

個人名義の口座からの振込みは受け付けできません。

必ず学区名義の口座よりお手続きください。

(例) 名義人 「〇〇学区子ども会協議会」 = 可 「福山 太郎」 = 不可

事故が起きたら・・・

共済金

01

事故の報告

病院を受診し、請求の意志がある場合は、事故の発生した日から14日以内に【第1報】（共済様式20）を市子連へ提出。（メール可）

※学区長へも報告

02

請求書類提出

【平常の生活に支障がない程度に治った時】※または【事故の発生した日から180日を経過した日】のいずれか早い時から30日以内に市子連へ提出。

※病院等が病院等の治療を必要としないと判断した時を基準とする。

03

審査

行事の入力有無などを市子連,県子連で確認後、全子連で審査。

04

振込

全子連より直接請求者へ支払い。

01

事故の報告

子ども会活動中に誤って第三者にケガを負わせてしまったり物を壊したりしたときは、事故の発生した日から14日以内に【第1報】

(B01),写真等を市子連へ提出。（メール可）

※学区長へも報告

02

審査

【事故報告第1報】などに基づき保険会社が賠償責任の有責・無責を判断。

03

請求書類提出

有責と判断された場合は、後日請求手続きに必要な書類を連絡。

04

振込

県子連,全子連で記載内容を確認後、保険会社へ提出。保険会社より直接指定された口座へ支払い。

賠償責任保険

必要書類

(共済金 請求)

	様式番号	様式名	備考
①	共済様式21	医療共済金請求書兼事故証明書	共済金請求者が作成
②	共済様式22	個人情報の取扱いに関する同意書	共済金請求者が作成
③	—	事故再発防止分析シート	事故の状況を把握されている方が作成
④	—	医療費の領収書 (写) または診療明細書	保険医療点数が記載された領収書がある場合、 診療明細書は不要 ※A4用紙に片面印刷してください。
⑤	共済様式23	医療報告書	④を紛失した場合 (文書料は自己負担)
⑥	共済様式24	柔道整復施術報告書 (接骨院を受診した場合)	領収書に健康保険請求の10割金額の記載がある場合は不要 ※ない場合はご相談ください。

▶基本的には、左記①～④の書類をご提出ください。

▶③は市子連HPからダウンロードしてください。

▶必要に応じて、以下の書類をご提出いただく場合があります。

- ・案内文書
- ・練習スケジュール表
- ・大会要項
- ・地図 など

(賠償責任保険 第1報)

様式番号	様式名	備考
B01	子ども会賠償責任保険事故報告 《第一報》	記入例を参考に詳細を記入。 ※対物の場合は修理見積金額が必要です。
—	被害物の写真 (修理前・修理後)	修理に時間を要する場合、修理後の写真は後日で可。 ※被害物が車の場合は【修理箇所・車全体・ナンバープレートの入リ】の写真が必要です。
—	見積書または請求書	

▶事故が発生し損害を与えたと思われる場合は、被害者に対して誠意をもって対応してください。

▶領収書 (原本) を保管しておいてください。

▶請求対象となる事故の事例など、詳しくは全子連HPをご覧ください。

よくある質問

Q 0歳児も加入することはできますか？

A 0歳児から加入できます。ただし、3歳以下（4月1日現在）は、保護者とともに加入し、活動にも保護者が同伴する必要があります。※ネットマニュアル加入編参照

Q 新規加入手続きの書類を提出した後に、加入希望の申し出がありました。どうすればよいですか？

A 追加加入受付開始日までは加入できません。その期間中にケガをされた場合は、個別にご相談ください。

Q 市子連・県子連の行事の登録は、どうすればよいですか？

A 個人で行事に申し込まれる場合もありますので、全学区本部で「市子連・県子連行事に参加」と登録してください。

Q 学区本部の行事の登録は、どうすればよいですか？

A 学区本部で行事の登録をしてください。各単位子ども会が登録する必要はありません。

Q 登録データの保存は必要ですか？

A ネットの最終登録日（3月中旬ごろ）以降は、登録内容の確認ができなくなります。それまでにデータをダウンロードし、USBなどに保存しておくことをおすすめします。

Q 学区民運動会でケガをしました。補償の対象になりますか？

A ケガの報告および手続きについては、主催者側へお問合わせください。主催者は学区により異なります。（まちづくり・体育会など）

Q 転入手続きについて教えてください。

A 転入とは、共济会にすでに加入している被共済者が転居等により異動してくることで、転入者を受け入れた子ども会が手続きをします。

1. 学区内の他子ども会から転入

学区内で入金済が確認できる場合は、市子連への連絡は不要です。加入者情報の備考欄へ「○○子ども会から転入」と入力してください。入金状況が確認できない場合は、下記2と同様に対応してください。

2. 市内の他学区から転入

①前所属の学区名 ②氏名を市子連へ連絡してください。

3. 県内の他市から転入

①前所属の市子連名 ②前所属の子ども会名 ③氏名を市子連へ連絡してください。

4. 県外から転入

追加加入の手続きをしてください。

Q 転出手続きについて教えてください。

A 手続きはありません。備考欄へ「○/○付で転出」と入力し、翌年度更新時に削除してください。

書類の提出について

- 各種書類は市子連または全子連のHPからダウンロードできます。作成時は必ず記入例をご確認ください。
- 事務局への持参は、学区長または事務担当者でおねがいします。

※代理として子ども会長も可



ネット加入について

- 全子連HPの最新マニュアルをご確認ください。
※書類の提出方法および会費の支払い方法は、各市子連により異なります。
- 登録内容は必要に応じて学区内で共有してください。



個人情報の取り扱い

- 個人情報の取り扱いについては、十分ご注意ください。
- ネット加入時のID/PWは厳重に管理してください。
- 書類を廃棄する際は、適切に処分するようお願いいたします。



安心・安全な子ども会活動を行うために・・・

子ども会活動をすすめるにあたり、参加者の安全について十分に検討したうえで活動計画をたて、ケガや事故を未然に防ぐ努力が必要です。定期的に、そして行事開始前・行事实施中にもKYT（危険予知トレーニング）を行いましょ。また事前の会場下見による安心・安全を確保しましょ。活動場所を巡回する場合も危険な箇所はないか下見を行い、事前に計画した行程に沿って活動しましょ！

【お問い合わせ・提出先】

福山市子ども会育成協議会 事務局 担当：小西

☎ 084-926-1452 FAX 084-926-1472

✉ fukukodomo@nifty.com

平日10:00～16:00



市子連HP



全子連HP